# 檜枝岐村障害者活躍推進計画

<table>
<tr><td>機関名</td><td>檜枝岐村</td></tr>
<tr><td>任命権者</td><td>檜枝岐村長</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）</td></tr>
<tr><td>檜枝岐村における障害者雇用に関する課題</td><td>檜枝岐村は、令和７年まで障害者の雇用実績がなく、法定雇用率が未達成であったが、令和８年４月に法定雇用率を達成した。<br>しかし、実雇用率は法定雇用率を下回っているため、引き続き新規採用に向けた取り組みを実施するほか、雇用している職員の定着に向けた職場環境の改善に取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td></tr>
<tr><td>①採用に関する目標</td><td>【実雇用率】（各年６月１日時点）<br>（各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上<br>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理<br>（参考）直近５年の実雇用率の状況
<table>
<tr><th>R3 年度</th><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th><th>R7 年度</th></tr>
<tr><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>②定着に関する目標</td><td>不本意な離職者を極力生じさせない<br>（評価方法）毎年度末、人事記録を基に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">１．障害者の活躍を推進する体制整備</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。<br>○所属長及び産業医を含めた多様な相談先を確保し、職業生活全般についての相談、指導を行う。<br>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>○定期的な面談を通じて、職務の選定及び創出について検討を行う。<br>○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）職務環境</td><td>○定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。<br>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）募集・採用</td><td>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<br>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。<br>・自力で通勤できることといった条件を設定する。<br>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。<br>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。<br>・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．その他</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</td></tr>
</table>